

令和3年（2021年）1月18日

関係各位

熊本県立済々黉高等学校長  
那 須 高 久

「県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）」を受けた本黉の教育活動の在り方について

令和3年（2021年）1月14日付け教高第1223号、教特第489号、教体第893号で県教育委員会から通知（別添写し参照）がありました。

本県には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は発令されておりませんが、重症病床使用率は既に30%を超えていること等を踏まえ、熊本県は「熊本県独自の緊急事態宣言」を発令している状況にあります。高校において3学期は大学入試や高校入学者選抜等、特に重要な行事が予定されています。

つきましては、感染拡大防止に向けたさらなる意識の向上を図るため、本黉の教育活動については下記のとおり指導を実施しますので、一層のご協力をお願いします。

### 記

- 1 適用期間：令和3年1月18日（月）～2月7日（日）
- 2 変則登校（時差登校・時間短縮・分散登校）について

学 年	措 置
3 年 生	通常の授業を予定どおり実施 （当初の計画から、今後は朝課外も無く、2次対策で教科も絞られ、実質的には分散登校になるため。）
1、2 年 生	通常の授業を予定どおり実施

※感染状況の急変によっては変則登校に変更する場合があります。

### 3 基本的な感染対策について

- （1）登校前の毎日の検温と記録の徹底
- （2）校内における3密回避・手指衛生・人との距離確保・常時換気・清掃・消毒  
・「新しい生活様式」の徹底
- （3）マスク着用の徹底  
（マスクの着用により、濃厚接触者にならなかったという例もあります。）  
（濃厚接触者に認定されると14日間の自宅待機になります。）
- （4）食事時の向かい合わせ禁止の徹底
- （5）食事時のマスクを外しての会話禁止の徹底
- （6）不要不急の外出禁止の徹底

### 4 「出席停止」の利用について

感染拡大防止のために、体調の優れない生徒については無理に登校させず、「出席停止」を利用した自宅休養を勧めています。

- （1）発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・臭覚障がい等の症状が見られる場合は、症状が無くなるまで登校せず、自宅等で休養させてください。
- （2）県のリスクレベルが4以上の場合は、同居する家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も、登校させずに自宅で待機させてください。